



## 70歳から74歳の方は保険証の切替えがあります

現在、窓口負担1割の国民健康保険証をお持ちの方は3月31日で有効期限が切れます。4月1日から使用する新しい国民健康保険証兼高齢受給者証を、3月中旬から下旬に特定記録郵便で世帯主の方宛てに郵送いたします。

※3割負担の方（一定以上所得者）または後期高齢者医療制度（障害認定）の方は除きます。

### 70歳から74歳の方の窓口負担割合見直し予定について

窓口負担割合は法律上2割のところ、今まで特例措置で1割負担が維持されてきましたが、平成26年度から、この特例措置の見直しが検討されています。

見直し予定内容は、昭和19年4月1日以前生まれの70歳以上の人は、これまでどおり1割に据え置き、昭和19年4月2日以降生まれの人は、70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人はその月）から2割負担になる予定です。

※3割負担の方（一定以上所得者）または後期高齢者医療制度（障害認定）の方は変更ありません。

### 就職、退職、住所変更などのときも届出が必要です

3月・4月は異動の多い時期です。国民健康保険への加入・脱退は自動的に処理されません。

届出が遅れると、保険税等を二重に支払うことになったり、遡って多額の国保税が課税される場合がありますので忘れずに届出をお願いします。

国保の方で進学のために親元を離れる学生さんも、錦江町から住所を変更する時は届出が必要です。在学証明書または合格通知書等の提出が必要ですのでご準備ください。

全ての届出には世帯主の認印が必要です。必要な書類は異なりますのでお問い合わせください。

### 「退職者医療制度」の届出にご協力ください

会社などを退職して国保に加入の、以下の全てに該当する方で、未届の方は手続きをお願いします。

- ①現在64歳以下である
- ②厚生・共済年金に合計20年以上、または40歳以降に10年以上、加入期間がある
- ③年金の受給権がある

該当になった方の窓口負担割合（3割）や国保税に変更はありませんが、医療費の支払い財源に社会保険などからの交付金を充てることができるため、錦江町国保（7割）の負担が軽くなります。

※年金証書と印鑑・国民健康保険証（国保加入中の方）または職場の保険証をやめた証明書類（今から国保加入をする方）をお持ちのうえ、届出へのご協力をお願いします。

詳しい内容につきましては、保険衛生チームまたは、民生チームまでお問い合わせください。

## 第5回鹿屋肝属地区脳卒中市民公開講座

第5回鹿屋肝属地区脳卒中市民公開講座～みずから考える脳卒中～を下記の日程で開催いたします。

詳しい内容につきましては、保険衛生チームまでお問い合わせください。

- 期日 平成26年4月12日（土）
- 時間 午後1時～
- 場所 鹿屋市文化会館（申込不要 入場無料）

